

戸田市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 5 1 号

戸田市税条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市税条例施行規則（平成 2 7 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 6 号様式及び第 9 8 号様式を別記のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市税条例施行規則第 9 6 号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

■オリジナルナンバーを希望(する)・(しない)

※0.125L以下の原動機付自転車に限ります。

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

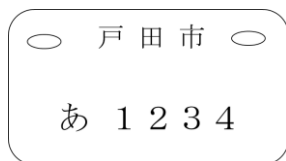
(宛先)
戸田市長

次のとおり申告(報告)及び申請をします。

申 告 の 理 由		種 別		標 識 番 号	戸 田 市
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車		
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	納税義務発生 年 月 日	年 月 日
				旧 標 識 番 号	

納 税 (申 告 ・ 報 告) 義 務 者	所 有 者	住 所 又は 所在地			所 有 形 態	1 自己所有 2 所有権留保 3 商品車 4 リース車 5 その他 ()			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			主たる定置場 ※()内は旧主たる 定置場所在の 市町村名を記入	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2 ()			
		生年月日	年 月 日	電話番号		車 名	型式及び年式	原動機の型式番号	
	使 用 者	住 所 又は 所在地	☐ 所有者と同じ			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW	
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	☐ 所有者と同じ		長 さ	幅	最高速度	最高出力	
		生年月日	年 月 日	電話番号		cm	cm	km/h	kW
	届 出 者	住 所 又は 所在地	☐ 所有者と同じ		販 売 証 明 書	上記 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー ☐ 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。 住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	☐ 所有者と同じ						
		電話番号							
備 考		受付							
		古物商許可番号							

一般原動機付自転車の標識(図柄のないもの)及び小型特殊自動車の標識のひな型



縦100ミリメートル

横170ミリメートル

特定小型原動機付自転車(図柄のないもの)の標識のひな型



縦100ミリメートル

横100ミリメートル

一般原動機付自転車の標識(図柄のあるもの)の標識のひな型



縦100ミリメートル

横200ミリメートル



縦100ミリメートル

横200ミリメートル



縦100ミリメートル

横200ミリメートル

特定小型原動機付自転車(図柄のあるもの)の標識のひな型



縦100ミリメートル

横100ミリメートル



縦100ミリメートル

横100ミリメートル



縦100ミリメートル

横100ミリメートル

備考

- 1 条例第65条第1号アからエまでに規定する原動機付自転車に取り付ける標識の交付の際には、交付を受けようとするものが図柄のないもの又は図柄のあるもののいずれかを選択するものとする。
- 2 標識の地の塗色は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第65条第1号ア及びウの原動機付自転車にあつては、白色
 - (2) 条例第65条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (3) 条例第65条第1号エの原動機付自転車にあつては、薄桃色
 - (4) 条例第65条第1号オの原動機付自転車にあつては、薄青色
 - (5) 条例第65条第2号イの小型特殊自動車にあつては、緑色
 - (6) 試乗標識にあつては、白色に赤斜線
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。